

○西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び無認可幼児施設（特定教育・保育施設に該当するものを除く。以下これらを「私立幼稚園等」という。）に在園する幼児（以下「園児」という。）の保護者又は私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「支給認定保護者」という。）に対して補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立の幼稚園をいう。
- (2) 幼稚園類似の幼児施設 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日付58総学一第138号総務局長決定）に規定する幼稚園類似の幼児施設をいう。
- (3) 無認可幼児施設 別表第1に定める無認可幼児施設の基準に該当し、学校教育法に定める幼稚園及び東京都の認めた幼稚園類似の幼児施設以外で市長の認めたものをいう。
- (4) 私立の特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条に定める施設のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (5) 小学校就学前子ども 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第20条第4項に定める認定（以下「1号認定」という。）を受けた幼児をいう。ただし、支援法第28条第1項の定めにより特例施設型給付費を支給される場合には、これらの者（1号認定を受けた幼児に適用される利用者負担額が適用される場合に限る。）も含めることができる。
- (6) 利用者負担額 支援法第27条第3項第2号又は同法第28条第2項各号に掲げる額をいう。
- (7) 特定負担額 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に定める額をいう。
- (8) 幼児 毎年4月1日以後において、次のいずれかに該当する満3歳から小学校就学の始期までの者をいう。ただし、学校教育法第18条の規定により、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等又は私立の特定教育・保育施設に通園している場合には、これらの者も含めることができる。
 - ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により西東京市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者又は市長が西東京市の市民とみなした者

イ 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）又はこれに類する災害等で被災した等の理由により西東京市に住居を移した者で、市長が西東京市の市民とみなしたもの

- (9) 保護者 幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等又は私立の特定教育・保育施設に保育料又は利用者負担額を納入する義務を負っている者をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童養護施設の長、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の事業者等及び児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知）において幼稚園費の支弁の対象となるものを除く。
- (10) 情緒障害児短期治療施設通所部 児童福祉法第43条の2に定める情緒障害児短期治療施設のうち、通所により情緒障害を治すこと等を目的とした施設をいう。
- (11) 児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第2項に定める支援をいう。
- (12) 医療型児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第3項に定める支援をいう。
- (13) 特例保育 支援法第30条第1項第4号に定める特例保育をいう。
- (14) 家庭的保育事業等 児童福祉法第24条第2項に定める家庭的保育事業等をいう。
- (15) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいう。
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

- (16) 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受ける世帯
地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫（以下これらを「寡婦等」という。）でない者であって、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号又は

第1条の2第2号に掲げる現に婚姻をしていないものをいう。

(17) 保護者と生計を一にする兄・姉等

保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保護者が現に監護する未成年

イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者

ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイを除く。）

第3 補助対象

西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金（以下「幼稚園等補助金」という。）の補助対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 私立幼稚園等に保育料及びその他の納付金（以下「保育料等」という。）を納入した園児の保護者に対し、申請日の属する年度において園児が西東京市の住民基本台帳に記録されている月数分又は第2第8号ア若しくはイの規定により市長が西東京市の市民とみなした月数分について交付する。

(2) 私立の特定・教育保育施設に利用者負担額及び特定負担額（以下「利用者負担額等」という。）を納入した支給認定保護者に対し、申請日の属する年度において小学校就学前子どもが西東京市の住民基本台帳に記録されている月数分又は第2第8号ア若しくはイの規定により市長が西東京市の市民とみなした月数分について交付する。

第4 補助区分及び補助金額

補助区分及び幼稚園等補助金の月額、別表第2に定めるものとする。

2 当該年度分の幼稚園等補助金の交付については、当該年度分の予算の範囲内において行う。

第5 交付の申請等

私立幼稚園又は幼稚園類似の幼児施設の園児の保護者及び支給認定保護者は、幼稚園等補助金の交付を受けようとする場合は、年度ごとに西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付申請書兼請求書（以下「申請・請求書」という。）により、市長が別に定める日までに市長に申請及び請求をしなければならない。

2 申請・請求書には、園児の保護者又は支給認定保護者の当該年度の区市町村民税の課税（非課税）証明書又は区市町村民税の納税通知書の写し（以下これらを「課税証明書等」という。）を添付するものとする。ただし、市長が申請者の同意を得て、公簿等によりその内容を確認することができる書類については、添付を省略することができるものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、生活保護法の規定による保護を受けている世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者が園児又は小学校就学前子どもを養育している場合を含む。以下同じ。）にあっては、課税証明書等を福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。

4 ひとり親世帯等については、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が申請者の同意を得て、公簿等によりその内容を確認することができる書類については、添付を省略することができるものとする。

(1) 第2第15号イに該当する世帯にあつては、申請者及び児童の戸籍全部事項証明書又は西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）第4条に規定する育成手当を受給していることを証明する書類若しくは児童扶養法施行規則（昭和36年外厚生省令第51号）第16条の規定により交付された児童扶養手当証書の写し

(2) 第2第15号ウに該当する世帯にあつては、身体障害者手帳の写し

(3) 第2第15号エに該当する世帯にあつては、療育手帳の写し

(4) 第2第15号オに該当する世帯にあつては、精神障害者保健福祉手帳の写し

(5) 第2第15号カに該当する世帯にあつては、特別児童扶養手当証書の写し

(6) 第2第15号キに該当する世帯にあつては、年金証書の写し

(7) 第2第15号ア及びクに該当する世帯にあつては、市長が必要と認める書類

5 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受ける世帯にあつては、戸籍全部事項証明書及び児童扶養手当証書の写しを添付するものとする。

6 無認可幼児施設の園児の保護者は、幼稚園等補助金の交付を受けようとする場合は、年度ごとに西東京市無認可幼児施設保護者負担軽減事業費補助金交付申請書兼請求書（以下「申請・請求書（無認可用）」という。）により、市長が別に定める日までに市長に申請及び請求をしなければならない。

第6 補助の制限

保護者又は支給認定保護者は、他の地方公共団体が行うこの要綱と同種の事業による補助金と重複して幼稚園等補助金の交付を受けてはならない。

2 市の私立幼稚園就園奨励事業により保育料の補助（以下「奨励補助」という。）を受けた私立幼稚園又は幼稚園類似の幼児施設の園児の保護者に対する幼稚園等補助金の額は、第4に定める幼稚園等補助金の月額から奨励補助をした額を減じた額の100円未満を切り捨てた額とする。ただし、第4に定める幼稚園等補助金の月額に満たないときは、入園料及び1月当たりの保育料等の合計額から奨励補助をした額を減じた額の100円未満を切り捨てた額を補助金の額とする。

3 支給認定保護者の利用者負担額等の月額が、第4に定める幼稚園等補助金の月額に満たないときは、当該利用者負担額等の月額を幼稚園等補助金の額とする。

第7 交付の決定

市長は、第5の申請及び請求があつたときは、申請・請求書又は申請・請求書（無認可用）及びそれらの関係書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

第8 補助金の交付等

市長は、第7の規定により交付の決定をした補助金の4月分から9月分まで（以下「前期分」という。）を申請日の属する年度の11月末日までに、10月分から3月

分まで（以下「後期分」という。）を申請日の属する年度の3月末日までに、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に対して前期分及び後期分それぞれの補助金を交付し、及び確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により前期分及び後期分の補助金を交付するに当たり、園児又は小学校就学前子どもの在園する私立幼稚園等又は私立の特定教育・保育施設に対し、園児在園及び保育料等納入証明書又は在園を証明する書類その他市長が必要と認める書類の提出を求め、その提出をもって園児の保護者又は支給認定保護者から補助金の実績報告があったものとみなす。

第9 補助金に係る調査

市長は、必要があると認めるときは、幼稚園等補助金の交付を受けた補助決定者に対し、幼稚園等補助金に関し必要な報告を求め、又は実地において調査を行うことができる。

第10 交付の決定の取消し及び返還命令

市長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により幼稚園等補助金の交付を受けたときは、幼稚園等補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、期限を定めて幼稚園等補助金の返還を命ずるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、幼稚園等補助金の取扱いに関し必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。ただし、第2第4号及び第3の規定は、同年7月9日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年度における要件の特例)
- 2 平成25年度に係る西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の交付における別表第2の規定の適用については、同表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び」とあるのは、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯並びに」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。ただし、第5第3項の規定は、同年10月1日から適用する。
(平成26年度における要件の特例)
- 2 平成26年度に係る西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の交付における別表第2の規定の適用については、同表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び」とあるのは、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯並びに」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年度における要件の特例)
- 2 平成27年度に係る西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の交付における別表第2の規定の適用については、同表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び」とあるのは、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯並びに」とする。

(経過措置)

- 3 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもは、平成27年度及び平成28年度に限り、第2第5号に規定する小学校就学前子どもに含めることができるものとする。ただし、平成26年度において私立幼稚園、私立の幼保連携型認定こども園（年齢区分型）に在園又は在園年齢相当であった幼児で、かつ、私立の幼保連携型認定こども園又は私立の幼稚園型認定こども園（単独

型又は年齢区分型) に在園する場合に限る。

- 4 前項に規定する支給認定子どもに係る幼稚園等補助金の月額、別表第2に定める月額から5,200円を減じた額とする。

別表第1 (第2関係)

無認可幼児施設の基準

第1 施設の設置目的

幼稚園教育を行うことを目的として設置された施設であること。

第2 公開制の原則

入園児について、企業内雇用者又は公社・公団等の団地住民の幼児のみを対象とするなど、一部特定の幼児に制限することのない施設であること。

第3 教育内容

幼稚園教育要領に規定する健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域に準じた教育内容を目標としている施設であること。

第4 入園資格

満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であること。

第5 1学級の幼児数

1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

第6 学級の編成

学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある幼児で編成することを原則とする。

第7 教諭

原則として施設の長のほか、少なくとも専任の教諭(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める幼稚園教諭免許状を所持する者)を1人以上置かなければならない。

第8 教育日数

毎学年の教育日数は、週1回を下回らないことを原則とする。

第9 教育時間

教育時間は、1日4時間を標準とする。

第10 施設及び設備

施設及び設備に関し、少なくとも、次に掲げるものを備えていること。

- (1) 保育室
- (2) 便所
- (3) 保健設備、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下回らないことを原則とする。

第11 園則

少なくとも、次に掲げる事項を記載した園則(規約)を設けていること。

- (1) 修業年限、学年、学期及び教育を行わない日に関する事項
- (2) 教育課程及び教育週数に関する事項

- (3) 収容定員及び教職員組織に関する事項
- (4) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- (5) 入園料、保育料その他の費用徴収に関する事項

別表第2（第4関係）

1 私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設（以下この表において「幼稚園等」という。）

階層区分		補助金の月額	
		第一子	第二子以降
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき区市町村民税が非課税又は区市町村民税の所得割額が非課税となる世帯及び区市町村民税の所得割課税額が77,100円以下のひとり親世帯等	11,400円	11,400円
2	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯（階層区分1に該当する世帯を除く。）	9,700円	11,400円
3	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	8,700円	10,800円
4	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯	7,600円	10,200円
5	上記区分以外の世帯	5,200円	5,200円

備考

- 1 この表において「第一子」とは、1人が幼稚園等又は私立の特定教育・保育施設に就園している場合又は同一世帯から2人以上が幼稚園等又は私立の特定教育・保育施設に就園している場合の最年長者をいう。
- 2 この表において「第二子以降」とは、以下のいずれかに該当する幼児をいう。
 - (1) 幼稚園等、保育所（東京都認証保育所を含む。）又は私立の認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき認定又は認可され、かつ、地方公共団体以外の者が設置する認定こども園をいう。）に在籍する兄弟を有する幼児
 - (2) 小学校1年生から3年生までに就学できる年齢にある兄弟を有する幼児（小学校就学前子どもについては、支援法第19条第1項第1号に該当する者に限る。）
 - (3) 次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定に関わらず年齢を問わず保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児
 - (ア) 階層区分1又は2に該当する世帯（小学校就学前子どもについては支援法第19条第1項第1号に該当する世帯又は支援法第28条第1項第3号の定め

より特例施設型給付費の支給を受けるひとり親世帯等に限る)

(イ) 支援法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける世帯（ひとり親世帯等を除く）のうち、区市町村民税の所得割課税の額が57,699円以下の世帯

(ウ) 情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄姉を有する幼児

(エ) 特例保育を受ける就学前児童の兄姉を有する幼児

(オ) 家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄姉を有する幼児

3 同一世帯で2人以上に所得がある場合は、当該所得がある者の所得割課税額を合計した額とする。

4 この表において区市町村民税の所得割課税額とは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除の適用前の額とする。

5 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受ける世帯にあつては、申請保護者が寡婦等であるものとして区市町村民税の所得割課税額を算出する。

6 この表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

2 無認可幼児施設

補助区分	補助金の月額
無認可幼児施設へ幼児を通園させている世帯	5,200円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年度における要件の特例)

2 平成28年度に係る西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の交付における別表第2の規定の適用については、同表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び」とあるのは、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯並びに」とする。